



「はんこ（印鑑）」一つ で全財産をなくすことも あるのです

押す前に今一度考えましょう、ハンコの使い方

世界でも数少ない文化のひとつとも言える日本の「はんこ」。最初にこの言葉に遭遇したとき戸惑った方も多かったと思います。便利であるが危険もあるこのはんこ文化を、正しい知識で理解したうえで、安心して活用してください。

★日本は「はんこ」社会

日本で生活を始めた時、いろいろな書類に「はんこ」を押さなければならないことにとまどいませんでしたか。市役所や会社、銀行などで、書類に書き込んだ後、必ず「はんこを押して下さい」と言われますね。「はんこ」は、日本では「サイン」と同じように使われています。サインなら本人が実際に書いたかどうか、筆跡を調べればわかりますが、はんこの場合は仮に誰か他の人が押してもあなたのはんこであれば、あなたがその書類に書いてあることに同意した、ということになってしまいます。ですから、はんこは大事にしておく必要があります。よく玄関にはんこを置いている人がいますが、他の人にすぐわかってしまう場所にはんこを置いておくのは、よくありません。

★こんなにもあるはんこの種類

「認め印」や「実印」という言葉を聞いたことがありますか。「認め印」は、たとえば宅配便の受け取りの時など、日常的に使うはんこです。一方「**実印**」は、**そのはんこを市役所に届け出て（印鑑登録）、これが本当にあなたのはんこであることを登録したはんこです（実印は認め印より立派なはんこ、という意味ではありません。安いはんこでも市役所に登録すれば実印になります）**。ふだんの生活で実印を使うことは滅多にありませんが、会社を設立したり、大きな買い物をするなど重要な契約をする場合に実印が必要になります。

実印は、一人についてひとつのはんこを登録します。たとえ家族でも、実印を共有することはできません。市役所で印鑑登録をすると、「印鑑カード」というカードを発行してくれます。次からは市役所でこのカードを出して「印鑑証明書」を発行してもらえます。先ほど言ったような重要な契約などで実印が必要になる場合は、はんこを押した書類に、この「印鑑証明書」を添付します。印鑑証明書には印影とともにあなたの名前、住所と生年月日が書かれていて、一種の身分証明書の代わりになるのです。ただし、実印は必ず作らなければならないものではなく、通常は認め印があれば十分です。

外国人がはんこの仕組みを知らないために、ひどい目に遭うこともあります。しばしば聞くのが、日本人男性と結婚した外国人女性が、結婚する際に夫から婚姻届の書類と一緒に「離婚届」の書類にもはんこを押すように言われて、後で知らないうちに勝手に離婚届を出されてしまった、

www.ficcc.jp/foreign/

●「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

という話です。日本語が読めない場合、書類の意味がわからないままはんこを押すと後でたいへんなことになるかもしれません。はんこを押すときには、十分注意してください。

● 印鑑の種類

■実 印・・・役所に登録したもの

■銀行印・・・銀行に届け出をしたもの ■認め印・・・実印以外の印鑑

■拇 印・・・指先に朱肉などをつけて指紋の跡を残すやり方

■書き判・・・自分のサインの周りを線で囲んだもの



●日本語教室「端午の節句」のお知らせ

毎週木曜日 10 時から開かれていますセンターの日本語教室 5 月のイベントのお知らせです。5 月 5 日は「端午の節句」といって男の子のお祭りです。3 月 3 日の「ひなまつり」に続くもので、現在では子どもの健やかな成長を願って祝う行事となっています。そこで教室ではささやかな料理を用意して、日本の伝統行事を祝いたいと考えています。ぜひ皆さんもお誘いあわせの上参加してください。

★ 日時 5 月 7 日 (木) 11 時 30 分から

★ 場所 ふじみの国際交流センター

★ 費用 無料

●母国語の翻訳者募集をしています

ふじみの国際交流センターでは、多くの国のかたがたにいち早く新鮮な生活情報をお届けしようと願っています。今その情報を翻訳してくださる方が不足しています。日本語を母国語に直してくださる方を募集中です。内容はこの「インフォメーションふじみの」の翻訳のようにセンター独自のものから、役所の出す生活情報とさまざまです。お手伝いしていただく方は、「ふじみの国際交流センター」長谷川までお電話ください。お待ちしています。

★電話 049-256-4290

麻しん(はしか)の予防接種を忘れずに

麻しんは、麻しんウイルスによってうつる病気です。脳炎や肺炎などの別の病気を起こすこともあり、まれに死亡することもある怖い病気です。

4 月から 6 月は「麻しん予防接種月間」です。麻しんを防ぐには予防接種しかありません。定期の予防接種対象者は無料で受けられますので、ぜひ受けるようにしてください。

●定期の予防接種対象者 第一期 1 歳児 (生後 12 から 24 ヶ月未満の幼児) 第二期 5~6 歳の子ども (小学校入学前の 1 年間) 第三期 年度内に 13 歳になる人 (中学 1 年生相当) 第四期 年度内に 18 歳になる人 (高校 3 年生相当) です。

詳しくは各市町の保険センターなどに相談してください。

子育て応援特別手当が支払われます

子育て応援特別手当が支給されます。これは子供の多い家庭で子育ての負担を少しでも軽くするために、二番目の子供以降について一人につき 3 万 6 千円を支給するものです。

当てはまる家庭には役所から関係書類が送られてきますので、正確に書いて申請してください。電話での問い合わせは事故防止のため行わないということですので直接窓口の「子育て支援課」かセンターでご相談ください。外国籍市民も当てはまりますが、正規在留者として外国人登録原票に登録の方です。短期滞在の方は当てはまりません。

www.ficcc.jp/living/

● 6 カ国版の生活が 1 つ を掲載しています